

厚生常任委員会記録

令和4年12月12日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時34分

○出席委員（7名）

3番 竹内博之委員 4番 成田大介委員 6番 齋藤豪委員
9番 木村隆洋委員 20番 石田久委員 27番 宮本隆志委員
28番 下山文雄委員

○出席理事者（8名）

健康子ども部長	一戸ひとみ	スポーツ振興課長	小山内一仁
子ども家庭課長	蒔苗元	福祉部長	秋元哲
障がい福祉課長	成田亜弘	市民生活部長	岩崎隆
市民協働課長	高谷由美子	農村整備課長	柳田尚美

○出席事務局職員（2名）

次長 丸岡和明 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長（木村隆洋委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案4件及び請願1件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第125号 弘前市スポーツ推進審議会に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） まず、議案第125号弘前市スポーツ推進審議会に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

○健康子ども部長（一戸ひとみ） それでは、議案第125号弘前市スポーツ推進審議会に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元のタブレット資料、A4横版になっているかと思っておりますけれども、そちらの新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、2点ございます。まず一つ目は、第3条に規定されている委員の人数を5人増やし、15人以内とするものです。二つ目は、2年間の任期の途中で委員を委嘱した際に既存の委員と任期の終了時期を合わせるため、第4条に規定を追加するものであります。

提案の理由といたしましては、今後ますます多様化する社会状況に応じたスポーツ環境を構築していくため、様々な分野の知見を取り入れていく必要があると考えることから、定数を増やし、より充実した審議会となるよう体制を整えようとするものであります。

説明は以上です。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 第3条の「委員10人以内」から「15人以内」ということなのですが、今までスポーツに関する学識経験のある者とか、関係行政機関の職員とか、公募による市民というのがありますけれども、これは、旧のときは何人ずついて、それから今度15人になった場合は、そういう三つの組織の者がどういうふうな形になるのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

私たち厚生常任委員会は今まで、コロナの前はよく体協と懇談とか、いろいろやってきたのですが、そういう中ではほとんど触れずにやってきたものですから、今回どういうような形になってきたのかということをお知らせください。

○スポーツ振興課長（小山内一仁） まず、今現在の委員の構成でございます。今現在10人で構成されておりまして、学識経験者として、スポーツ協会でありますとか、あるいはスポーツ少年団、スポーツ推進委員など、体育団体に関連した団体から6人選出されております。それから、関係行政機関の職員といたしまして、小学校・中学校の校長会から各1名ずつ出させていただいております。それと合わせて、公募の委員が2名ということで、計10名というふうになってございます。

今回の改正で15人以内にするということでございますけれども、今現在、5人を新たに増やすということではなくて、マックスで15人まで増やせるような条例にしておいて、随時、必要に応じて、社会状況等を鑑みながら、増やしていけるところは増やすという想定の下で15人以内というふうにしておりますが、今、当面、考えておりますのは、令和8年度に国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が本県で開催されますし、当市でも国民スポーツ大会7種目と全国障害者スポーツ大会2種目が開催されるということもございまして、今まで障がい者スポーツの分野というところが、実はちょっと、我々としてもなかなか知見がないし、そういった意味で、大会運営もそうですし、障がい者スポーツを、どういふサポート体制を組めばいいのかというようなところの知見なんかを持っている方を今想定して、ちょっと委員としてお願いしていこうというふうにと考えると、今回、15人以内というふうにご提案させていただいたものでございます。

○20番（石田 久委員） 令和8年に青森県でやるということなのですが、ここでいけば任期を2年とすると書いていますけれども、今回、そうすると2年たってもまだ、令和8年まではもう2回ぐらいやらないとならないわけなのですが、状況によっては15人以内という形で組織するということなのですが、それだけで、そういう大会があるのにこの人数でいいのかなと逆に思うところがあるのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○スポーツ振興課長（小山内一仁） 今、それこそ障がい者スポーツの分野は、我々としてもちょっと手薄の分野ではあったので、その部分の御意見を頂戴するために、今現在想定しているのは、附属養護学校の先生であったりとか養護学校関係の方、それから場合によっては

スポーツドクターであったりとか、要はスポーツ医療の分野で障がい者をどうサポートしていくかというような知見も多分必要になってくるのかなというところを今ちょっと想定しているところをごさいますて、実際に国スポと障スポの運営に対しましては、やっぱりボランティアスタッフ等をかなり動員しなければなかなか運営できないというところもありますので、そういったところで、どういった人たちをどういうふうに集めていくかとか、あるいは障がい者スポーツの理解を広めていくためにどういう方法・手段があるのかというようなところの御意見なども取り入れていきたいというような考えであります。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第129号 指定管理者の指定についての議決の一部変更について

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第129号指定管理者の指定についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（一戸ひとみ） それでは、議案第129号指定管理者の指定についての議決の一部変更について御説明申し上げます。

お手元のタブレットの資料を御覧ください。

内容につきましては、第3回市議会定例会において、弘前市和徳町児童館、弘前市進修児童館を廃止する弘前市児童館条例の一部を改正する条例に議決を頂いたことから、指定管理で運営しております両児童館の指定管理者の指定の期間を変更するための議決を求めるものでございます。

なお、両児童館の指定管理者団体は社会福祉法人弘前草右会で、両館ともに指定管理の同グループに属しております。内容といたしましては、これまで弘前市和徳町児童館、弘前市進修児童館、弘前市堀越児童館、弘前市大和沢児童館、弘前市東目屋児童館の5館分の管理でございましたが、2館廃止となり、残りの3館分の管理をしていただくこととなります。

説明は以上です。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第128号 指定管理者の指定について（弘前市弥生荘等）

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第128号指定管理者の指定についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第128号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第128号は、弘前市弥生荘及び弥生学園の指定管理者として、社会福祉法人弘前草右会を指定しようとするものでございます。

資料1を御覧願います。

施設の設置目的、指定管理者の選定方法のほか、施設の概要を記載しておりますが、弥生荘は、主に知的障がいのある人に対し、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むための支援を行い、また弥生学園は、主に知的障がいのある児童を入所させ保護するとともに、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うことで、障がい児・者の福祉の増進を図ることを目的としております。

このような施設の特性により、指定管理者は障がい者支援の専門的知識が不可欠であること、また入所者と指定管理者の職員との信頼関係は長年にわたる支援・指導により築かれるものであり、仮に職員の大幅な異動が行われると、環境の変化やコミュニケーションに特別な支援を必要とする入所者にとって多大な精神的負担となるものであります。

このことから、選定方法につきましては、市の指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先される場合に該当すると考えられることから、非公募により、開設当初から施設運営を受託している当該団体を指定しようとするものでございます。

資料3を御覧願います。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、総合的事項、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目で優れており、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものでございます。

もう一度、資料1にお戻り願います。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上であります。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○4番（成田大介委員） 一つ教えていただきたいのですけれども、この配点表なのですが、この点数を見て、いいか・悪いかということはあれだったのですけれども、前回と比べて、この辺の点数の評価というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○障がい福祉課長（成田亜弘） こちらのほうなのですけれども、内容のほうに関しては若干、こちらのほうでも見直しという部分はあるのですけれども、評価のほうに関しては、申請自体の100点満点の換算でいきますと、100点中83.2点ということで、こちらのほうは、前回よりは上回っていたと認識しております。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第132号 字の区域の変更について

○委員長（木村隆洋委員） 次に、議案第132号字の区域の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（岩崎 隆） 議案第132号字の区域の変更について御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。

本案は、青森県による県営三省地区経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、当市の区域内における字の区域の変更が必要となったことについて、中南地域県民局から議決手続の依頼があったため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

当該事業の対象であります三省地区内の水田は不整形で小区画、かつ農道は道幅が狭く農業車両のすれ違いができないなど、生産性や作業効率が低い状況でした。そこで、農用地の区画整理と農地の集積・集約化による経営規模拡大に取り組み、高効率で生産性の高い水田農業を展開し、意欲ある担い手を育成することを目的として青森県が事業化したものであります。事業期間は平成29年度から令和4年度の6年間で、区画整理工事は既に完了し、現在は必要に応じて補完工事を行っております。

次に、資料2、資料3は図面等を添付してございます。

次に、変更の対象となる区域について御説明いたしますので、資料4を御覧ください。

三省地区内の独狐字笹元、三世寺字月見野及び中崎字野脇が変更対象であります。まず、表の上段、黄色の「独狐字笹元129-2の一部から156及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部」を「中崎字野脇」に編入いたします。次に、中段の「三世寺字月見野1-1から37-1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部」を、同じく「中崎字野脇」に編入いたします。続いて、下段の「中崎字野脇」ですが、ここは二つに分かれておまして、上のほう、「87-16から134及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部並びに大字三世寺字月見野3-1、3-7に隣接する大字中崎字野脇の水路である公有地の全部」を「三世寺字月見野」に編入いたします。最後に、一番下の「中崎字野脇15-1から15-4の地先の道路・水路である公有地の全部」を「独狐字笹元」に編入いたします。

ただいま説明をした部分について、資料5のほうに色分けした変更前・変更後の区域図を示してございますので御参照いただきたいと思います。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、議決後に換地処分公告並びに字区域変更の告示を行い、年度内に換地処分登記を終える予定となっております。

以上でございます。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○28番（下山文雄委員） 県の中南地域県民局のほうから変更してほしいというような要望があり、今ここに、審査に付されているわけですがけれども、我々素人が考えると、何か理由があって、これを変更してほしいという理由があるのではないかというふうに、往々にして、何というか、区画整理というのは非常に受益者の利害関係も細かく介在するものですから、そういうことはないでしょうけれども、何で県が市に、区域が変わったから・変わらないからといって田んぼの位置が変わるわけではないので、そういったことで、何でこういうあれがあったのか、あったらお知らせ願いたいと思います。

○市民協働課長（高谷由美子） ただいまの御質疑、なぜ字の区域を変更するかということだと思っておりますけれども、それにつきましては、字の区域は分かりやすい区割りとするために、水路や道路など将来的に容易に変わることがないもので区切ることとなっております。今回の整備事業で水路・道路も併せて整備されましたので、その水路や道路等に沿って字の区域を分かりやすく整理したことから、字の変更となる区域が生じたものであります。

また、事業で整形された土地は合筆等も必要になってまいりますけれども、合筆するに当たっては、字の異なる土地は合筆できないというふうになっておりますので、新しい区画に合わせて字の境界を変更するというものでございます。

○27番（宮本隆志委員） ちょっと所管が違うかもしれないけれども、この図面からいくと、ここに三省小学校があるけれども、今、この裏の、県で県道弘前柏線の工事を今やっているのですよ、計画があつて。

それを前に聞いたときには、ここの区画整理との関係でどうのこうのと、道路を造ると区画整理をするのと、例えば水路の関係とか工程の関係とかというので、これが完了したということはそのうちのほうももう話がついているのか。いや、分からなければいいです。そういう経過があつたので。それ、終わってしまったということなのでしょう。

○農村整備課長（柳田尚美） ただいまの質疑でございますけれども、実は私どももまだ把握し

てございませんで、今お答えできるものはないということです。申し訳ありません。

○27番（宮本隆志委員） では、後で分かったら。

完了したということは、恐らくこっちも話がついているという前提だと思うけれども、両方とも県の関係だから、市の事業でないから、弘前柏線の工事なんかは。もし分かっていたら、後で個人的に教えてください。それで結構です。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第2号 貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願

○委員長（木村隆洋委員） 最後に、請願第2号貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

○20番（石田 久委員） 請願第2号貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願に賛成の立場で討論を行います。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となります。また、最近では、鬱や認知症の危険因子になっていることも指摘されています。加齢性難聴により、コミュニケーションが減って脳機能が低下、鬱や認知症につながる傾向が強いと専門家が指摘しています。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないけれども、補聴器使用率は、欧米諸国が40%台なのに日本は10%台と低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において、補聴器の価格は片耳当たり平均15万円であり、両耳の購入になると約30万円と推定されます。保険適用ではないため、全額実費となります。これでは、基礎年金5万円台では到底手が届かない状況です。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象は僅かで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者の高齢者に対する配慮が求められています。高齢になって耳が遠くなっても補聴器を購入することができ、日常生活に支障を来すことなく、認知症にならないで安心して暮らせるようにすることが求められています。欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があります。

国に対して高齢者の補聴器購入の公的補助制度創設を求める意見書採択は8県217市町村で採択され、前進していますが、自治体独自の公的補助制度の確立は74区市町村にとどまっています。

補聴器購入のさらなる普及で、高齢者になっても心身ともに健やかに過ごすことができ、鬱や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

以上、貴議会として加齢性難聴の補聴器購入に公的補助制度創設を決議することに賛成し、討論いたします。

○6番（齋藤 豪委員） 私は、加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択の請願に反対の立場で意見を申し上げるものであります。

現在、弘前市における補聴器購入の助成制度は、国の制度に基づき、身体障害者手帳が交付されている聴覚障がい等級6級以上、すなわち両耳の聴力レベル70デシベル以上の方への補聴器購入については、国における補装具費支給制度の対象費目とされており、基準額の範囲内で原則、購入等に要する費用の9割が支給されています。

また、18歳未満で、両耳の聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象とはならないが、補聴器を必要とする児童等に対しては、早期の補聴器の使用が言語やコミュニケーション能力の取得などに重要とされていることから、軽度・中等度難聴児への補聴器購入費等を助成する事業を実施していることを確認しております。

一方で、加齢による軽度・中等度の難聴者に対する助成を市町村で独自に実施している自治体は全国的に見ても少数であり、県内においては、現時点において実施している自治体はないと聞いております。

加齢性難聴者については、地域的な問題ではなく、全国において共通の課題であることから、国による全国一律の制度とすることが望ましいものであります。全国市長会では、介護保険制度に関する提言の中に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を盛り込んで国に提言したとのことから、今後の経過を見守りつつ、まずは国において助成制度の創設について総合的な検討がなされるべきと考えます。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えます。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木村隆洋委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。
以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時34分 散会】